

令和4年度第1回春日井市地域自立支援協議会議事録

- 1 開催日時 令和4年7月27日(水) 午後2時～4時
- 2 開催場所 春日井市役所 第3委員会室
- 3 出席者

【会長】

田代 波広 (総合相談支援センター 地域アドバイザー代理)

【職務代理者】

牧瀬 英幹 (中部大学)

【委員】

水野 裕也 (相談支援事業所 こんぱす)

足立 智成 (障害者支援施設 夢の家)

浅野 京子 (春日井こども発達支援センターてくてく)

竹内 達生 (春日井市医師会)

沢田 泉美 (春日台特別支援学校)

坂田 未鈴 (神領小学校、春日井市特別支援教育研究会)

高木 敏行 (春日井公共職業安定所)

服部 浩子 (春日井市手をつなぐ育成会)

三輪 裕子 (春日井市肢体不自由児・者父母の会)

三浦 嘉丈 (春日井市地域包括支援センター 藤山台・岩成台)

小川 直文 (民生委員児童委員)

【欠席】

八澤 佳子 (春日井保健所)

渡邊 正樹 (春日井市社会福祉協議会)

【障がい者生活支援センター】(オブザーバー)

高村 里沙 (基幹相談支援センターしゃきょう)

住岡 亜美 (障がい者生活支援センターあつとわん)

長尾 亜希子 (春日苑障がい者生活支援センター)

的場 優 (障がい者生活支援センターかすがい)

宮原 香苗 (障がい者生活支援センターJHNまある)

【傍聴】 10名

【事務局】

- 山口 剛典（健康福祉部長）
- 中山 一徳（障がい福祉課長）
- 示野 大介（障がい福祉課認定給付担当主査）
- 西尾 直人（障がい福祉課障がい福祉担当主査）
- 渡辺 えみ（障がい福祉課認定給付担当主査）
- 金野 貴成（障がい福祉課主任）
- 林 孝安（基幹相談支援センターしゃきょう）
- 矢野 由季子（基幹相談支援センターしゃきょう）

4 議題

- (1) 障がい者生活支援センターの活動報告について
- (2) 連絡会及び部会の報告について
- (3) その他

5 会議資料

- 資料1 令和4年度春日井市地域自立支援協議会委員名簿
- 資料2 春日井市附属機関設置条例（抜粋）
- 資料3 春日井市地域生活支援事業規則（抜粋）
- 資料4 春日井市地域自立支援協議会要領
- 資料5 春日井市附属機関等の設置等に関する指針（抜粋）
- 資料6 令和4年度春日井市地域自立支援協議会部会・連絡会構成員
- 資料7 春日井市地域自立支援協議会年表
- 資料8 令和4年度春日井市地域自立支援協議会部会・連絡会の取り組みについて
- 資料9-1 障がい者生活支援センター集計
- 資料9-2 期間中の支援を感じた課題
- 資料10 障がい者生活支援センター連絡会の報告
- 資料11 当事者団体連絡会の報告
- 資料12 医療的ケア児等支援部会の報告

- 資料 13 運営会議の報告
- 資料 14 地域生活支援拠点等の報告
- 資料 15 障がい者虐待の通報・届出状況について
- 資料 16 令和4年度春日井市地域自立支援協議会に係る事前質問
- 資料 17 医療的ケア児支援センターの設置について
- 資料 18 障害児入所施設から成人サービスへの移行調整の流れイメージ

6 議事内容

議事に先立ち、委嘱状の交付、部長あいさつ、委員の自己紹介、事務局紹介を行ったあと、会長及び職務代理者の選出を行い、会長に田代委員が互選され、職務代理者に牧瀬委員が指名された。また、会議は公開とし、議事録は要点筆記とすることを確認した。

◆議題1 「障がい者生活支援センターの活動報告について」

(障がい者生活支援センターかすがい 的場相談員)

資料9-1及び資料9-2に基づき報告

(田代会長)

事前に牧瀬委員から提出がありました質問を紹介します。

『「医療と福祉の連携について」現状を教えてください』という内容ですが、これについて春日苑障がい者生活支援センターから回答をお願いします。

(春日苑障がい者生活支援センター 長尾相談員)

福祉医療間の連携の現状について、当苑では、病院のソーシャルワーカーからの依頼で退院に向けての地域移行相談や、福祉用具、住宅改修の問い合わせ、透析のある方や難病の方、精神障がいの方の情報共有等を行っています。

また、日常的な医療連携としては、訪問看護ステーションと医療的ケアや在宅ケアが必要な方の対応や調整をしています。最近では、福祉サービスを全く利用されておらず、地域で孤立されていた方の新規のご相談が訪問看護ステーションから入ることも多くなっています。

しかし、医療機関からの問い合わせに対応することはありましても、当苑からの問い合わせには応じていただけないことがあります。

例として、資料9-2にて、知的障がいのある夫が妻の介助をしている世帯を紹介しま

した。

夫が手術等で入院するときは、妻自身で自分のショートステイを申し込みます。しかし、夫は妻の事情よりも、医師の意見を優先してしまうため、ショートステイの調整が難しい日程で、夫は緊急でもない手術を決めてしまうことがあり、妻は大変振り回されていました。

こうした相談を受け、当苑から夫の入院先のソーシャルワーカーに相談し、「余裕を持った日程の配慮や、事前の打ち合わせ」を依頼したところ、「対応できかねる」という回答でした。

また、妻が骨折のため、別の病院の緊急外来を受診した際に、医師より一旦入院を勧められました。しかし、その医師が他の急患対応でその場を離れたところ、別の医師より帰宅を促されたということでした。

夫には歩行困難に加えて、知的障がいもあり、太ももから足首までギブスをしている状態で帰宅され、急な在宅ケアが必要になりましたが、土曜日の朝にその週末からの日中在宅ケアのヘルパーを確保することは非常に困難です。

医療機関側は、この世帯の特性や妻の身体状況は把握されていますが、在宅ケアについての見通しすることまでは困難であると思います。

こうしたことから、事前に福祉の立場から状況を伝えていけるような機会があればよいと思いました。

また、資料9-2には透析者のショートステイについても記載しました。

春日井市地域福祉課、地域包括支援センターからの依頼で関わったケースです。

介護者である夫が入院し、透析が必要な妻のショートステイを各病院に依頼しましたが、レスパイト的な入院は受け入れられないという回答で、手術が必要な夫は入院を諦めて在宅治療を選択されました。

このように、医療のレスパイトは、福祉の相談員からの依頼は断られることが多い一方で、在宅医療機関のソーシャルワーカー等医療ルートでの依頼であれば受け入れてもらえるケースがあると聞くこともあります。

こうしたことから、福祉と医療に壁を感じる人が多い現状があります。医療と福祉、様々な立場の支援者が状況によって確認しながらサポートしていける体制が望ましいと感じています。

(牧瀬委員)

連携の難しさを実感しました。そのような現状に対し改善策はありますか。

(春日苑障がい者生活支援センター 長尾相談員)

新型コロナウイルスの蔓延もあり、非常に大変な状況の中で、さらに医療機関へお願いすることは、非常に申し上げにくく、壁は感じています。

しかし、発表したような方が存在していることから、相談をさせていただけたらありがたいと思っています。

(田代会長)

同じような問題は地域包括支援センターでもありませんか。

(三浦委員)

確かに必ずしも受け入れてもらえるとは限らないため、困るケースはあります。

当センターの母体は医療機関となりますが、院内連携を強化しているところであり、地域でレスパイトの問題があれば、積極的に受け入れていく動きがありますし、院内の看護師に対する勉強会をするなどの対応が考えられますので、今日の話を持ち帰って、柔軟な対応ができればと思います。

(田代会長)

医療機関も現状を把握してもらい、そこから地域全体に広がっていくことが望まれ、また相談支援センターの存在も周知することにより、患者の退院について医療機関から相談がある状況が望ましいと思いますが、竹内委員、医師の立場からご意見をお願いします。

(竹内委員)

医師の仕事は、患者の状況とニーズを汲み取って最適なものを提供するため、いろいろな判断をします。それが長い付き合いのある方であれば適切な判断ができるが、自身の状況をうまく伝えられない患者の場合、患者と医師との間に齟齬が生じます。

よって、その間に入りコミュニケーションをつなぐ人間が必要となります。

どのような関係機関と連携をとればよいか分かる医師ばかりではないため、関係機関が通訳、代弁者となるような調整をあらかじめしておくことで、スムーズで適切な医療につながると思います。

(田代会長)

患者と医療機関とのつなぎをうまくしていくためには、代弁者である支援センター等が医療機関とも繋がっており、医療機関から情報提供があったときにすぐ対応できたり、あらかじめ一緒に受診できたりする体制が必要になってくると思います。

最後に事務局からの情報提供をお願いします。

(事務局)

医療と福祉の連携は高齢者部局においても課題であることから、令和3年度から5年度にかけて、入退院時のルール作りを計画しています。対象は高齢者に係る急性期病院となるため、この地域では春日井市民病院と名古屋徳洲会病院の関係者が集まり、会議が開催されていると聞いております。

これをきっかけに、他の医療機関においても入退院時の福祉との連携が深まることを期待します。

(田代会長)

医療と福祉との連携作りが進んでいることを実感するとともに、障がい者が困らないように医療関係者と相談員がうまくやっていかなければならないと感じます。

次の質問に移ります。牧瀬委員から「インフォーマルな資源の不足を補っていく具体的なプランを教えてください」との質問が挙がっています。これについて、基幹相談支援センターから回答をお願いします。

(基幹相談支援センター 高村相談員)

基幹相談支援センターや、障がい者生活支援センターが普段行う業務は、必ずしも障がい認定を受けている方々の支援だけでなく、認定を受けていない方など制度の狭間にいる方からの相談も寄せられます。

例えば、55歳の若年性認知症の患者について、日中に活動できる場所がないか相談がありました。原則介護保険サービスの対象となり、高齢者サロンでは年齢的に適切ではなく、また障がい者手帳もないため、障がい福祉サービスの利用もできませんでした。この方はまた、何か役割を持ちながら、社会参加ができる集まりを希望されていました。

現状として、住民主体サービスを中心として、高齢者に対する支援の輪が広がってきていますが、障がい者に対しては、我が事としてはとらえにくく、活動が増えづらいということがあります。

インフォーマルなサービスの担い手である市民に対して、まずは現状を知って問題意識を持ってもらい、そこから問題解決に対して組織化を図るという長期的なプロセスが必要となります。また、場合によっては、継続した支援が行えるように、制度として整えることも必要だと思っています。

(牧瀬委員)

インフォーマルサービスを共有することで、困ったときにアイデアを出し合えると思いますが、具体的に考えていることはありますか。

(基幹相談支援センター 高村相談員)

常々何かあれば考えてはいるが、やはり高齢者と違い障がい者に対する市民活動が増えづらい状況があるため、長い期間、長い時間をかけて、まずは現状を知ってもらうことからスタートであると感じています。

(田代会長)

社会資源の開発は非常に難しく、すぐに解決しない問題ではあります。また、近隣住民への情報開示などプライバシーの問題もありますが、明日は我が身で、例えば、突然障がい者になり職を失った時、何か役に立ちたいと思っても、周囲から無視されたら悲しいと思うのではないしょうか。

地域の中で知恵を出し合える状況が望ましいですが、民生委員として意見をお願いします。

(小川委員)

個人情報の壁が邪魔をし、障がい者の情報をほとんど知りません。健常者からも関わりたくない意見があるため、我々の活動と矛盾しており悩むことがあります。

(田代会長)

今、地域貢献ということで、企業がいろいろなサービスを提供しているケースを目にしますが、例えばコンビニが弁当の配達をしたり、企業が場所の提供をしたり。そのような地域貢献を目指している企業の話について、高木委員何かありますか。

(高木委員)

特にありません。

(田代会長)

例えば若年性認知症の方に対し、企業から支援をもらうようなことはできないでしょうか。

(高木委員)

障がい者雇用の部分で、お願いすることがあるので、その際に、その辺のことも一言添えることはできると思います。

(田代会長)

インフォーマルサービスについての課題はよく挙がりますので、皆さんへの周知を図る

ためにも、今後も事例があれば報告してください。

(田代会長)

次の質問に移ります。

浅野委員からの質問で、「障がい者生活支援センターあつとわんの期間中の支援を感じた課題にある『子どもに適切な利用先や利用量についてコーディネートする力がより求められていると感じる。』ことについて、生活を支えるということは具体的にどのようなことなのか。

また、障がいの重い子、軽い子はどのような判断なのか。児童の受け入れが難しいとは事業所のどのような状況があるのか。療育という言葉の曖昧さに保護者が困惑していることについて、相談員同士で共有されているか。サービス提供側の事業所はそのような保護者の困惑に対して認識を持っているか。」という内容です。

また、服部委員からも感想があり、春日井市にこれだけたくさんの放課後等デイサービスがある中で、比較的重い子を受入れる事業所の空きが少ない状況があることに驚いており、受け入れ事業所が増えることを願いますということです。

これらについて、障がい者生活支援センターあつとわんから回答をお願いします。

(障がい者生活支援センター 住岡相談員)

コーディネート力については、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの福祉サービスや障がいの有無ではなく、子育て施策である放課後なかよし教室や子どもの家の活用、また児童の習い事を地域の中にある社会資源として視野に入れて、対象児童の生活を支えていくことが相談支援の意義であると感じています。

次に、障がいの重い子、軽い子についてです。相談があったケースでは、療育手帳A判定を所持している小学生で、トイレや着替えなどの身辺自立が難しいという児童でした。

事業所の実態としては、定員や送迎の問題、事業所が支援内容としてそれぞれが特色を打ち出しているので、利用を希望している児童の障がい特性と支援内容が合わないということが理由に挙げられます。そのため、利用できる事業所が絞られてくる。つまり、事業者が設定している活動に合わないため利用できなかった児童がいたというケースです。

相談員同士の情報共有に関しては、相談支援研究会において、共有を図っていきたいと考えていますが、活動し始めたばかりであるため、今のところ徹底はできていません。

保護者の困惑に対するサービス提供事業所の認識に関しては、児童のサービス利用の場

合、保護者が探した事業所をお子さんと一緒に見学し、サービス内容について説明を受けて帰ってくると思われます。しかし、事業所の伝え方、保護者の受け取り方により勘違いが生じることがあり、サービスを開始後に、保護者が困惑することがあります。

例えば学習支援といっても、事業所としては学習する時間を設けるだけのつもりだが、保護者は内容まで見てくれていると受け取っていた。保護者からそのような相談があったため、支援センターと事業所、保護者の3者で支援内容についてすり合わせるケースがありました。

最後に補足説明として、市内には63の事業所あります。支援内容もそれぞれで、プログラミング、パソコン、ドローンを取り扱う事業所があり、A判定の児が利用しにくい状況があったり、公園遊びや外遊びを設定している事業所もあり、療育、支援といってもいろいろな事業所があるのが現状です。

(田代会長)

今の発言を受けて浅野委員から意見をお願いします。

(浅野委員)

保護者から普段聞く内容と同じで認識のずれがないことに安心しました。

今の話しの中にも課題がたくさん含まれていると感じており、療育の質、支援内容についても今後国がテコ入れをし、方向性を示そうとしています。

また、安心した点で、生活を支えるコーディネート力についても、障がい福祉サービスの利用だけでなく、学童等子育て施策の中の資源を利用しながら、障がいの有無に関係なく、地域で支えていくことをお聞きしました。

(田代会長)

健常者がドローンを習いたければお金を出して塾に通うのに、なぜ放課後等デイサービスに流れていくのか。この問題は相談員の中だけでは難しいため、障がい児通所支援等事業所連絡会でも土俵に上げていただきたい。

(服部委員)

昔はこのようなサービスの利用が難しくきょうだいの行事等に参加することができなかったため、今では本当にありがたいサービスである。しかし、これだけ多くの事業所があるにも関わらず、障がいの重い子や本当に支援が必要な子に届いているのか心配である。

(田代会長)

本当に利用が必要な子が利用できないのであれば問題だと思いますので、この問題も連

絡会に上げてもらい、またこの場でも報告していただきたい。

国の方にも学習塾や習い事に類似したものがあることは届いているようですが、放課後等デイサービスの役割として生活能力の向上のための必要な訓練等がありますが、それがドローンなのかというところです。

また、学校の先生のご意見もよろしくお願いします。

(坂田委員)

放課後等デイサービスの利点、問題点が、タイムリーに上がってきています。

校内にはグレーゾーンの子もたくさんおり、問題が顕著なのは、大人のいない登下校時においてです。ケース会議を開き、子ども政策課にも同席してもらいましたが、放課後デイサービスにつなぐことで解決が図られた好事例がありました。

また、放課後等デイサービスが増えすぎたのか、ただ宿題をやらせて帰ってくるだけのところがあるようで、以前見学したことがあります。今と昔では療育という部分では明らかに違うと身に染みて思いました。

さらに、放課後等デイサービスの方とケース会議を行うこともあり、うまくいく場合もありますが、「学校がこういう支援をしてくれないと困ります」というような高圧的なことを言われたということを知っており、問題が複雑化していると感じています。

(田代会長)

センターからの活動報告について、その他に、8050 問題や長年積み重なった親子関係への介入の難しさが報告されています。

また、措置入所した児童の高校卒業後の移行先について、資料を配付しましたが、早期に調整していくことの指針が出ております。

◆議題2「連絡会及び部会の報告について」

- ・障がい者生活支援センター連絡会の報告

(障がい者生活支援センターかすがい 的場相談員) 資料10に基づき報告

- ・当事者団体連絡会の報告

(服部委員) 資料11に基づき報告

- ・医療的ケア児等支援部会の報告

(障害者生活支援センターあっとわん 住岡部会長) 資料12に基づき報告

- ・医療的ケア児支援センターの説明

(事務局 示野主査)資料 17 に基づき報告

・運営会議の報告

(事務局 示野主査) 資料 13 に基づき報告

◆議題3「その他」

(田代会長)

坂田委員から質問がありますのでご紹介します。

昨年度から地域自立支援協議会に参加をしております、福祉に関わる包括的な会であると認識しています。しかし、子供に関わることをどうお伝えすればいいのか、難しいところがあります。国では、子ども家庭庁もできることから、子どもを軸として、関係諸機関で話し合う時間、機会があるとありがたいですという意見です。

坂田委員より補足があればお願いいたします。

(坂田委員)

本日の説明を聞いて必要な会であることを認識しました。

また、児童に関する問題は、発達障がい、愛着問題、親への支援、虐待など非常に複雑多様に絡んでおり、対応に苦慮しており、いじめについても、その裏にはこういう発達の問題が絡んでいたりする件が多いです。

そういう面も含めて、福祉の専門の方々の方が必要であると感じているとともに、子どもを軸とした会が今後必要であると認識しています。

(事務局 示野主査)

保育課、子ども政策課、学校教育課に確認しましたが、虐待などで保護が必要な子どもに対する要保護児童対策地域協議会以外は、現時点ではないという回答でした。

今後、子ども家庭庁が新設されることから、動向を注視していきたいと思います。

・地域生活支援拠点等の報告

(障がい者生活支援センターかすがい 的場相談員) 資料 14 に基づき報告

(田代会長)

グループホームの宿泊体験については、グループホームの立地の関係で、日中に通所する事業所へ親族が送迎しているという課題がありますが、事業所にアンケート調査を行うなど改善に向けて引き続き取り組む予定です。

・障がい者虐待の通報・届出状況について

(基幹相談支援センターしゃきょう 林相談員)資料15に基づき報告

(田代会長)

それでは、まだ発言されていない方からご意見をお願いします。

(水野委員)

初めて参加しましたが、知らないことばかりで、これからもっと精進したいと感じました。

(足立委員)

私共の施設には80名の入所者のうち15名が医療的ケアの必要な方で、非常に増えています。医療機関のケースワーカーと退院調整する際に、障がいの制度のことがよく分からないと聞くので、制度の説明をしていき、利用者を共に支えていきたいと思います。

(沢田委員)

本校生徒を思い浮かべながら、いろいろな話をお聞きしました。

虐待の話しがありましたが、該当する生徒もいれば、あゆみ相談で受ける就学前の児童についても今日の話しに関係しているかもしれません。

福祉サービスと学校との連携もまだまだ不十分であると認識できましたので、障がい児やその周りの方がより良い生活になるよう引き続き微力ながら力になりたいと感じました。

各委員にその他意見がないことを確認し、閉会した。

令和 4年 9月 2日

会 長 田 代 波 広

職務代理者 牧 瀬 英 幹